

○通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示

(平成十八年国土交通省告示第三百六十一号)

通訳案内士法施行規則第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 外国語（英語に限る。） 次に掲げる者
 - イ 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者
 - ロ Educational Testing Service が制作するTOEIC Listening & Reading Test（公開テストに限る。）について九百点以上、TOEIC Speaking Test（公開テストに限る。）について百六十点以上又はTOEIC Writing Test（公開テストに限る。）について百七十点以上を得た者（当該得点を得たテストの行われた日の属する年度又は当該年度の翌年度に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

- 二 外国語（フランス語に限る。） 公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の一級に合格した者

- 三 外国語（スペイン語に限る。） 次に掲げる者
 - イ 公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定試験の一級に合格した者
 - ロ Instituto Cervantes が制作するDELEのC1若しくはC2又はSuperiorに合格した者

- 四 外国語（ドイツ語に限る。） 公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の一級に合格した者

- 五 外国語（中国語に限る。） 次に掲げる者
 - イ 一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の一級に合格した者
 - ロ 中華人民共和国教育部孔子学院总部／国家汉办が制作する漢語水平考試について六級百八十点以上又は高等試験について九級以上の資格を有する者

- 六 外国語（イタリア語に限る。） 特定非営利活動法人国際市民交流のためのイタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定試験の一級に合格した者

七 外国語（韓国語に限る。） 次に掲げる者

- イ 特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の一級に合格した者
- ロ 大韓民国国立国際教育院が制作する韓国語能力試験の六級に合格した者

八 日本歴史 次に掲げる者

- イ 歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史一級又は日本史二級に合格した者
- ロ 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史Bについて六十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

九 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識 独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会について八十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）